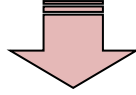


<家計調査がどのようにして行われているか>

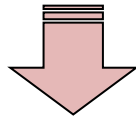
【調査世帯の選定方法】

総務省統計局より1年間の調査対象地区が決定します。

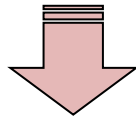


<開始月2ヶ月前>

世帯の方には、調査地域となったことをお知らせするリーフレットを、担当調査員が調査地域全世帯に配付します。



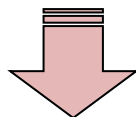
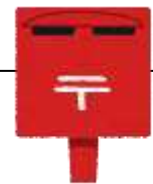
調査地域内の最新の名簿作成をするため、調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。その際、世帯主の氏名など必要な事項を報告していただきます。



調査員が確認する事項は
住所、世帯主(主たる収入を得ている人)氏名、
世帯主職業、2人以上世帯か単身世帯か、
同一住宅内の別世帯有無
★手短かに確認しますので、ご対応をお願いします。

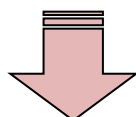
<開始月1ヶ月前>

作成した名簿より乱数表を用いて、無作為に世帯を選定します。抽出した世帯には、郵送により調査の依頼を行います。



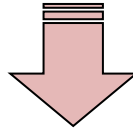
依頼状が届いた世帯の方には、調査票の記入の説明やお願いのために調査員が再度訪問させていただきます。調査員が来るからといって、待っている必要はありません。留守の時は、時間を変え、日を変えて訪問いたします。

(調査対象となった世帯には、統計法に基づく報告の義務があります。)



調査の承諾を得た世帯には、調査用品として家計簿、筆記用具、電卓、クリアファイル、2人以上世帯にはハカリを配付します。

調査世帯の世帯票（総務省統計局への提出書類）を作成するため、住所、電話番号、住居の状況（賃貸か持ち家等）及び同居家族すべての氏名・年齢・性別・職業・業務内容、を聞き取りします。



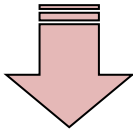
家計簿は収入（勤労世帯及び無職世帯のみ）、支出のお金すべてが記入対象です。
レシートを転記するようなイメージで、品目ごとに「何を」「何円」でと記入します。
2人以上世帯は、最初の1ヶ月だけ食料品の重さ(g)を量って記入してください。

半月毎に記入した家計簿を調査員が回収にお伺いします。オンライン回答も可能です。

1日～15日の家計簿 → 16日以降に回収

16日～31日の家計簿 → 翌月1日以降に回収

これを、2人以上世帯は6ヶ月間、単身世帯は3ヶ月間の調査期間となります。



記入いただいたお礼として、記入月の翌月末に振込先の指定をされた銀行口座に報償金を支払います。

この他、家計簿以外の提出物として

家計簿記入開始月に「年間収入調査票」の記入

家計簿記入3ヶ月目に「貯蓄等調査票」の記入が必要です。（単身世帯は不要です）

調査員より記入時期になりましたらお渡ししますので、次の回収時に封筒に入れて調査員へお渡しください。



提出いただいた家計簿については、調査員及び指導員（府職員）で記入漏れがないか確認し総務省統計局に送付し集計されます。光熱水費、電話代、家賃又は管理費等の毎月必要な支出経費の記載が漏れている場合や不明な記載がありましたら、回収後に調査員より確認させていただく場合がありますので、わかる範囲でお答えいただくようお願いいたします。

〈ご安心ください。〉

- ◇ 回収した家計簿などの調査票は、集計後にはすべて溶解処分します。
- ◇ 調査票の内容は、家計調査の統計業務以外には一切使用しません。
- ◇ 家計簿は、番号で管理しているため氏名の記載はありません。